

平和主義と人々の願い

組

名前

めあて

教 P18~19

平和を実現するために、どのような努力が続けられているのか調べよう。

- 平和記念式典の写真や資料を見て、なぜ、今なお続けられているかを考え、思ったことを書きましょう。

【自分の考え】(例)戦争の犠牲者のめいぶくを祈るため。平和を願うため。
戦争の悲惨さや命の尊さを、次の世代に伝えるため。 など
※ 平和や戦争について、同じような意味の内容が書いてあればよい。

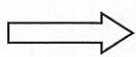
- ・ 20世紀は(戦争の世紀)と言われている。
- ・ 空しゅう、沖縄戦、原爆などで、(約310)万人が亡くなった。

- 憲法第9条に定められていることについて調べ、まとめましょう。

<憲法の内容>

- ・ 戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、(国際紛争)を解決する手段としては、(永久)にこれを(放棄)する。
- ・ (陸海空軍)その他の戦力は、これを(保持)しない。
- ・ 国の(交戦権)は、これを認めない。

※ 日本はかつて戦争をした時代があり、多くの人たちがなくなった。その教訓を生かし、2度と(戦争)をしないと誓っている。



平和 主義

- 平和な世の中をつくるために、日本にできることを考えましょう。



(例)・平和への願いを広げる。

- ・ 非核三原則「核兵器をもたない・つらない・もちこせない」の考えを広める。
- ・ 原爆の恐ろしさも伝える。 など

まとめ

二度と(戦争)をしないという決意が示された憲法のもとで、世界平和を維持していく努力を、続けていかなければならない。

国会のはたらきと国民の休日

組

名前

めあて

教 P20~21

日本国憲法は、国の政治のしくみをどのように定めているのか調べよう。

●国会のはたらきについて調べ、わかったことを書きましょう。

- ・日本国憲法は、(日本の政治) のしくみについても定めている。
- ・国の政治は、(国会) ・ (内閣) ・ (裁判所) の三つの機関が、仕事を分担して行われている。 ※順不同

～国会の主な仕事・しくみ～

- ・国会は、(国の進む方向) を決める機関
 - ・国会議員（国の代表者）は、国民により全国から (選挙) で選ばれる。
- ⇒選挙する人（投票者）は、2016年から、(20) 才以上から (18) 才以上の男女に引き下げられた。

仕事 ※①～③は漢字2文字

- ① (法律) を定める (**立法**)
 - ② (予算) を決める。
 - ③ (条約) の承認をする。
 - ④ (衆議) 院と (参議) 院 ※順不同
- ・両院で話し合い、(多数決) で決める。

⇒都道府県や市区町村がおこなう政治は、この国会で決められた (法律) にもとづいておこなわれる。

●国民の祝日について調べて、わかったことを書きましょう。

- ・日本の祝日は、(国民の祝日に関する法律) という法律で定められている。
- ・国民の祝日は、よりよい (社会) とより豊かな (生活) を築くために、国民をあげて祝ったり感謝したりする日。

まとめ

国会は、(法律) をつくり出せる唯一の機関である。

内閣のはたらき

組

名前

めあて

教 P22~23

内閣は、どのような仕事をしているのか調べよう。

- 内閣のはたらきについて調べ、わかったことを書きましょう。

～内閣のおもな仕事・しくみ～

- ・(法律)や(予算)にもとづいて、実際に政治を行う。(行政)
- ・最高責任者は(内閣総理大臣)、(首相)とも呼ばれる。
- ・内閣総理大臣は(国務大臣)を任命し、(内閣)をつくる。

仕事

- ①(法律案)や(予算案)を国会へ提出
- ②外国と(条約)を結ぶ。
- ③(最高裁判所)の長官を指名し、裁判官を(任命)する。
- ④衆議院の(解散)を決める。

※内閣のもとで実際に仕事をするのは、(省)や(庁)※順不同
⇒国民から集められた(税金)などを使って活動している。

- 「国の予算」の円グラフを見て、わかったことを書きましょう。

・国の収入の上位3つを答えましょう。

1位:(所得)税 2位:(消費)税 3位:(法人)税
※他にも、たばこ税・酒税・相続税などがある。

- もし、税金がなくなったら、わたしたちのくらしはどうなるのか考えてみよう。

(例)・学校に通うことができなくなる。

・病院でかかった費用が高額になる。

・ごみ処理ができなくなる。 など

まとめ

内閣は、(法律)にもとづいて実際に(政治)をおこなっている。

さいばんしょ
裁判所のはたらき

組

名前

めあて

教 P24~25

裁判所は、どんなことをするところなのか調べよう。

● 裁判所について調べ、わかったことを書きましょう。

～裁判所のおもな仕事・しくみ～

- ・ 裁判所は、(憲法) や (法律) にもとづいて争いごとや犯罪を解決したり、(罪) のあるなしを決めたりする。
- ・ 裁判の判決に納得できないとき、さらに (上級) の裁判所にうたえることができる。⇒ (三審) 制

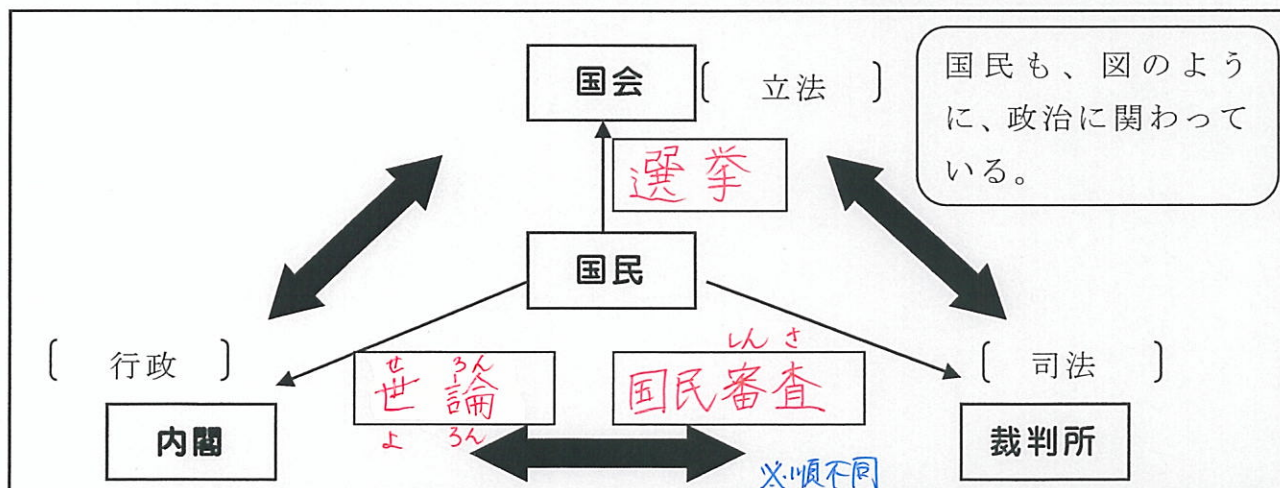
地方・家庭・簡易裁判所 → (高等) 裁判所 → 最高裁判所

- ・ 2009年5月からは、国民が裁判員として裁判に参加する制度がはじまった。⇒ (裁判員) 制度

仕事

- ① (国会) や (内閣) が憲法に (違反) していないかを判断する。
- ② 罪の (あるなし) を決める。 (司法)

● 「三権分立のおもなしくみ」を見て、□の中に入る言葉を書きましょう。



* 国の権力を (立法) ・ (行政) ・ (司法) の3つの分け、権力が1つのところに集まることをさけるしくみを (三権分立) と言う。

まとめ 裁判所は、(罪) のあるなしを法律にもとづいて判断し、(国会) や (内閣) が憲法に違反していないかも判断する。

国では (三権分立) のしくみをもとに (政治) を行っている。